

令和2年10月23日

上告審から見た書記官事務の留意事項(令和元年分)

最高裁判所裁判部書記官室

この留意事項は、適正かつ合理的な事務処理を確保するため、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに最高裁判所に送付された上告事件等の記録から、書記官が裁判官と共に検討しておくことが有益であると考えられる事例及び誤りやすい事例等を抽出し集約したものである。

なお、「(留意点)」には、それぞれの事例において、当室で検討した事務処理の例及び留意事項を記載したので、事務処理の根拠や目的を確認しながら適正かつ合理的な事務処理を検討し、実践する際の参考とされたい。

目 次

第 1 民事・行政関係	1
1 当事者適格等に関するもの	1
2 送達・通知に関するもの	1
3 調書・書類作成に関するもの	2
4 訴訟手続の進行に関するもの	3
5 裁判書の点検、正本等の作成に関するもの	3
6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの	4
7 秘匿情報の管理に関するもの	5
第 2 刑事関係	13
1 送達・通知に関するもの	13
2 勾留・保釈に関するもの	14
3 調書・書類作成に関するもの	15
4 その他	16

第1 民事・行政関係

1 当事者適格等に関するもの

(1) 地方公共団体を被告とする訴訟において、その長が代表者となる請求と、個別法により委員会等が代表者となる請求が併合される事件で、地方公共団体の長及び委員会の双方に送達すべき書類（訴状副本、控訴状副本、上告受理申立て通知書など）が、地方公共団体の長にしか送達されていない事例があった。

（留意点）

同一の地方公共団体であっても、請求ごとに代表者が異なる場合がある。このことを踏まえて、その書類を送達すべき者が、地方公共団体のそれぞれの代表者となるのか、一部の代表者で足りるのかを検討し、送達事務に遺漏がないように留意しておく必要がある。

(2) 監事設置一般社団法人と、その法人の元理事との訴訟において、法人の代表理事が委任した代理人弁護士により訴訟行為が行われていた事例があった。

（留意点）

過去にも留意事項として伝えてきているところであるが、監事設置一般社団法人が理事若しくは元理事に対し、又は理事若しくは元理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合は、監事が監事設置一般社団法人を代表する（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律104条1項）ことに留意すべきである。

したがって、この事例の場合は、監事が委任した代理人弁護士により訴訟行為が行われるべきである。

2 送達・通知に関するもの

(1) 附帯上告状の提出から附帯上告提起通知書の送達まで約2か月かかっている事例があった。

（留意点）

民訴法293条、民訴規則178条の規定は附帯上告に準用されることから（民訴法313条、民訴規則186条）、附帯上告状や附帯上告受理申立書が提出されたら、民訴規則189条に基づき、適法要件の審査完了後、速やか

に附帯上告提起通知書の送達等を行う必要がある（なお、附帯上告の理由と附帯上告状及びその理由書の提出期限の関係につき、民事上訴審の手続と書記官事務の研究〔補訂版〕222頁、241頁参照）。

(2) 後見開始審判申立事件の特別抗告事件において、抗告人ではない一審申立人に対して、特別抗告提起通知書を送付していない事例があった。

(留意点)

家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件に対する抗告審において、原審申立人が抗告人でない場合には、原審申立人は引き続き当事者としての地位に就くと考えられる（平成26年2月19日付け家庭局第二課長・総務局第三課長書簡）。このような抗告に対して特別抗告があったときは、一審申立人は特別抗告審での当事者に当たると解されるから、特別抗告提起通知書の送付が必要となる（家事事件手続規則62条）。

3 調書・書類作成に関するもの

弁論準備手続を受命裁判官が主宰する場合には、民訴法170条2項に定める証拠の申出に関する裁判をすることはできず（民訴法171条2項括弧書き）、裁判所による期日外の決定が必要となるところ、弁論準備手続期日において人証の採否があった旨、証人等目録に記載している事例があった。

(留意点)

受命裁判官が弁論準備手続を主宰する場合には、民訴法170条2項に定める証拠の申出に関する裁判をすることはできず（民訴法171条2項括弧書き）、人証の採否は裁判所がするものであることに留意する。

同様に、弁論準備手続を終結する際に口頭弁論期日が指定された場合、当該期日を弁論準備手続調書の「指定期日」欄に記載することができるものは、「受訴裁判所が主宰する弁論準備手続」の場合であり、受命裁判官が主宰する弁論準備手続の場合は、合議体であれば裁判長、その他の場合は主宰する裁判官による口頭弁論期日の指定の裁判が必要となることにも留意する（民訴法93条1項、受命裁判官及び受託裁判官につき民訴規則35条）。

なお、本留意事項については繰り返し指摘している事項である。受命裁判官の権限の範囲について整理するなどして適切な事務処理を行っていた

だきたい。

4 訴訟手続の進行に関するもの

控訴審において、被控訴人の不動産の所有権を承継した者が訴訟参加をした事件で、控訴棄却の判決の言渡しがあった（被控訴人は訴訟から脱退していない。）。これに対し、控訴人から上告状兼上告受理申立書が提出されたが、その当事者目録には、控訴人を上告人兼申立人、訴訟参加人を被上告人兼相手方と記載されているが、被控訴人の記載がなかった。そして、被控訴人に、上告状兼上告受理申立書副本、上告提起通知書及び上告受理申立て通知書が送達されないまま、当審に記録が送付された事例があった。

（留意点）

権利承継人が訴訟参加した場合は、必要的共同訴訟の規定が準用される（民訴法47条1項、4項）から、当事者の一人がした上訴によって判決全体の確定が遮断され、事件は、上訴をした当事者の請求及び上訴をしていない当事者の請求を含めて全部上級審に移審する。したがって、本件のような事例では、被控訴人は訴訟から脱退していないのであるから、同人を上告状兼上告受理申立書の当事者目録に記載させ、同人に対し、上告状兼上告受理申立書副本等を送達するのが相当である。

5 裁判書の点検、正本等の作成に関するもの

判決書の原本において、①判決をした裁判所の表示（民訴法253条1項6号）及び②当事者氏名の一部（手書きで追記する予定の文字部分）（同項5号）が欠落している事例があった。

（留意点）

判決書の点検は、書記官の職務の一つであり、本事例のようなものは形式的な点検事項であって、書記官の点検で十分に防ぐことができたと思われるケースである。民訴法253条1項各号所定の記載事項を欠いた判決書については、「判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続上の法令違反に該当する」として、原判決が破棄されることも考えられる。判決書の点検に当たっては、点検の範囲について、具体的に何を確認すべきかを裁判官と共に通の認識の下で行うことが重要であり、判決書の点検が実質的に機能するような防止策を講ずることが相当である。

6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの

(1) 上告状及び上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載が全くないのに、事件を当審に送付してきた事例があった。

(留意点)

上告状及び上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載が全くないときは、その不備を補正する余地はないから、原裁判所は、民訴規則196条1項所定の補正命令を発せず、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成12年7月14日集民198号457頁参照）。

本留意事項については繰り返し指摘している事項である。上告状及び上告理由書の審査事務を行うに当たっては、別紙「高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について」に記載した説明を参考に、上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について十分理解し、正確な事務処理を行っていただきたい。

(2) 認知請求事件において、被参加人である控訴人（検察官）の上告受理申立期間経過後に補助参加人が上告受理申立てをしてきた事例。

（※本事例は不適切な事例としての紹介ではなく、注意喚起のために留意事項として登載したものである。）

(留意点)

平成16年4月1日施行の人事訴訟法には、検察官を被告とする人事訴訟において訴訟の結果により相続権を害される利害関係人が、民訴法43条1項の補助参加の申出により人事訴訟に参加した場合又は人訴法15条1項所定の参加命令により人事訴訟に参加した場合の双方について、同条3項において民訴法45条2項の適用を除外した上で民訴法40条の規定を準用する規定が置かれており、上記参加は共同訴訟的補助参加であると解される。よって、検察官を被告とする人事訴訟に参加した第三者で訴訟の結果により相続権を害されるものによる上告兼上告受理申立ては、検察官のための上訴期間経過後であっても、参加人の上訴期間経過前であれば、適法である（最二小決平成28年2月26日判タ1422号66頁参照）。

裁判所書記官としては、上記人事訴訟法の規定を十分理解し、上訴申立

期間について誤った教示をすることがないよう留意し, かつ, 本件のような補助参加人を一般の補助参加人にとどまるとして当該補助参加人からの上訴が不適法却下とならないよう必要に応じて裁判官に具申するのが相当である。

7 秘匿情報の管理に関するもの

被告代理人から, 被告本人の居住先についての秘匿要望が記載されたファクシミリ送信票（被告本人の具体的な居住先の記載なし）が送信されていたにもかかわらず, 当該送信票が所定の秘匿希望の申出の様式にのっとっていなかったことから, 被告代理人に対し何らの確認等も行わなかった結果, 訴状等の郵便送達報告書に記載された被告本人の居住先につき, 何らの措置も執られていなかった事例があった。

（留意点）

秘匿情報の適切な管理を行うことが, 当事者等の名誉, 身体及び財産への危害が加えられるおそれを防ぐことにあることに鑑みると, 何らかの形で秘匿希望の申出等が示された場合, 仮にそれが各庁において定める様式等にのっとっていないとしても, その申出等の内容を十分に検討し, 必要に応じて申出人に申出等の真意や詳細な内容を確認するとともに, 申出等の内容に応じて各庁で定める手続を教示する等の対応が必要である（なお, 本事例においては, 上告審担当書記官から一審被告代理人に秘匿希望継続の有無及び被告本人の居住先を確認した上で, 上記郵便送達報告書について秘匿措置を講じた。）。

(別紙)

高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の 処理について

現行民事訴訟法において、高裁に上告提起事件等の審査を委ねた趣旨は、不適式な上告提起事件等について当該控訴事件を処理した高裁において排斥することで、最高裁が審理すべき事件のみを最高裁に送付することとし、それにより、裁判所全体として、訴訟事件の迅速な処理を行うこととしたものである。高裁の書記官としては、このような趣旨を十分理解した上、適切な上告提起事件等の処理を行うべきである。

そこで、高裁における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理の概要を整理し、次のとおりまとめた。さらに、これらの事件の点検事項の順序の視点から別紙のとおりチャート図に整理した。これらのものを上告提起事件及び上告受理申立て事件の執務の参考にしていただきたい。

1 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出

上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は上告提起通知書の送達を受けた日から 50 日以内に、原裁判所に上告理由書を提出しなければならない（民訴法 315 条 1 項、民訴規則 194 条）。

上告状に上告の理由が記載されていても、上告理由書提出期間内に新たな上告の理由を提出し、又はこれを補完することは自由であるから、原則として、この提出期間経過を待たずに、事件を最高裁に送付してはならない。

上告受理申立て理由書の提出についても同様である。

2 上告提起事件の適法性の審査

(1) 上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告状却下命令又は上告却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に

送付しなければならない（民訴規則 197 条 1 項）。すなわち、上告理由書提出期間内に上告理由書が提出され、そこに民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載され、それが民訴規則 190 条に則ったものである場合には、それが実質的には認定非難や法令違反の主張にすぎないと解される場合であっても、高裁が上告を却下することはできないと解されるから、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。上告理由書に上告理由が複数記載され、そのうちいづれか一つでも適式なものがあれば、上告を却下する余地はないから、(3)の補正命令を発する必要はなく、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告理由書が提出されていない場合であっても、上告状に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告提起となるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告状及び上告理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいづれにも民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告を却下しなければならない（同法 316 条 1 項）。この場合、不備を補正する余地がないから、補正を求める事務連絡を送付したり、民訴規則 196 条 1 項所定の補正命令を発すべきではなく、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成 12 年 7 月 14 日裁判集民事 198 号 457 頁）。書記官としては、提出された上告状や上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載されているかどうかを確認した上で、上告状又は上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項の事由の記載がないと判断したときは、その旨を裁判官に進言する。

なお、上告理由書において他の書面を引用し、又は相上告人の上告理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（最二小

判昭和 37 年 4 月 27 日裁判集民事 60 号 455 頁（原審に提出した準備書面を引用した例）, 最三小判昭和 39 年 11 月 17 日裁判集民事 76 号 151 頁（相上告人の上告理由中, 利益なものを援用すると主張した例）, 最大判昭和 28 年 11 月 11 日民集 7 卷 11 号 1193 頁（第 1 審記録に添付した準備書面を引用した例）, 最二小判昭和 26 年 6 月 29 日民集 5 卷 7 号 396 頁（他事件についての上告理由書を引用した例）)。

（3）補正命令を発すべき場合

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法 312 条 1 項, 2 項に規定する事由の記載（例えば「憲法違反である。」との記載）があるが, その記載が民訴規則 190 条の規定に違反することが明らかな場合, 原裁判所は, 決定で相当の期間を定め, その期間内に補正すべきことを命じなければならず（同規則 196 条 1 項）, その期間内に不備の補正をしないときは, 上告を却下しなければならない（同条 2 項）。上告理由書に上告の理由として記載はあるが, それが最高裁判所規則で定める方式により記載されていないことを理由として上告を却下するためには, 相当の期間を定めて不備を補正すべきことを命じ, その期間内に補正されないことが必要である。上告理由書の点検に当たっては, 記載内容に目を通し, 上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法 312 条 1 項, 2 項に規定する事由の記載がある場合, その全ての記載が民訴規則 190 条の規定に違反しているか否かを確認し, 違反している場合には, 補正命令を発すべき旨を裁判官に進言する。

なお, (1)のとおり, 上告の理由は, 上告理由書提出期間内は自由に補完することができるので, 補正命令を発する時期は, 上告理由書提出期間後となる（条解民訴規則 407 頁）。

3 上告受理申立て事件の適法性の審査

（1）上告受理申立て理由書提出期間経過後, 直ちに事件を送付すべきもの

上告受理申立て却下命令又は上告受理申立て却下決定があつた場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない（民訴規則 199 条 2 項、197 条 1 項）。すなわち、上告受理申立て理由書提出期間内に上告受理申立て理由書が提出され、そこに民訴法 318 条 1 項に規定する事由が記載され、それが民訴規則 199 条 1 項、191 条 2 項、3 項にのつとつたものである場合には、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告受理申立て理由書が提出されていない場合であっても、上告受理申立て理由書に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告受理申立てとなるから、事件処理に当たつて、書記官としては、上告受理申立て理由書及び上告受理申立て理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

ア 上告受理申立て理由書又は上告受理申立て理由書提出期間内に提出された上告受理申立て理由書のいずれにも民訴法 318 条 1 項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告受理申立てを却下しなければならない（民訴法 318 条 5 項、316 条 1 項）。

イ 上告受理の申立てに係る事件が民訴法 318 条 1 項の事件に当たるか否かは、最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがつて、形式的に同項の事件に当たる旨の記載がある場合には、原裁判所において当該事件が同項の事件に当たらないことを理由として却下することはできず（最一小決平成 11 年 3 月 9 日裁判集民事 192 号 109 頁判タ 1000 号 256 頁）、また、上告受理申立て理由書には形式的に民訴法 318 条 1 項の事件に当たる旨（判例違反、法令違反（審理不尽、経験則違反、採証法則違反の主張も法令違反の主張と解される。福田剛久ほか判タ 1250 号 8 頁））の記載があるにもかかわらず、原裁判所において同項所定の記載がないとして、上告受理申立てを却下することもできない。同項の「重要な事項を含む」という要件に該当する記載がないと理解して、形式上、同項の事件に当たる旨の記載がないと判断すること

は避けなければならず、このような判断をすることは、実質的に高裁が同項の事件に当たるか否かを審査して申立てを却下するものに等しく、許されないものである（前掲判タ 1000 号 256 頁の解説部分参照）。

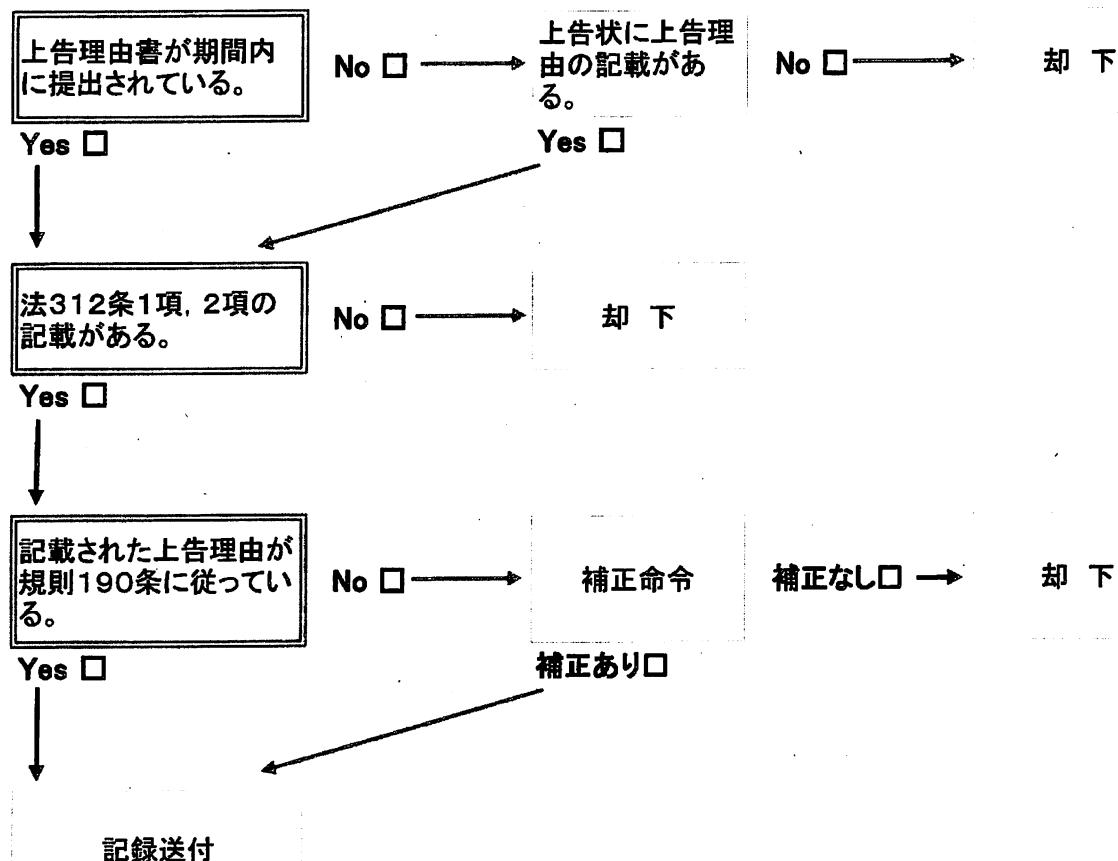
上告受理申立て書又は上告受理申立て理由書に記載された上告受理申立ての理由が民訴規則 199 条 1 項、191 条 2 項、3 項の方式に違反する場合には、同規則 199 条 2 項において補正命令を発出すべき条文（同規則 196 条 1 項）が準用されているが、形式的にでも法令違反である旨が記載されていれば、この記載が民訴法 318 条 1 項の事件に該当するか否かを判断するのは最高裁のみになるから、実際には高裁において補正命令を発した上で却下することは困難である（例えば、「民法違反」とのみ記載があり、条項等の記載がないときは補正命令の対象とすることも考えられるが、通常は不服の内容から理解可能であり、補正されなかったとしても却下することは難しいことが多いと思われる。）。上告受理申立て理由書の点検に当たっては、書記官としても記載内容に目を通し、形式的にでも法令違反等の記載がある場合には、事件を送付すべき旨を裁判官に進言する。

ウ 他の書面の引用

上告受理申立て理由書において他の書面を引用し、又は相申立て人の上告受理申立て理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（2 の(2)の各判例参照）。

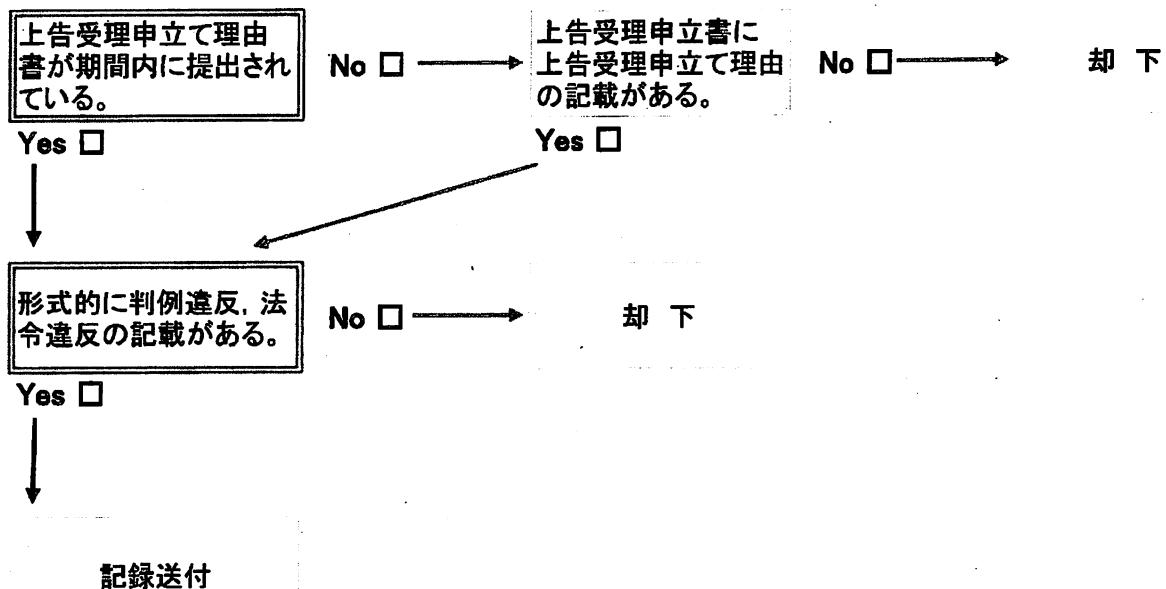
上告提起事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



上告受理申立て事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



※ 上告受理申立ての理由の記載が民訴規則199条1項、191条2項、3項の方式に違反したとしても、民訴法318条1項の事件に当たるか否かは最高裁のみが判断し得る事項であるから、実際に補正命令を発すべき場合はまれであることに注意すべきである。

第2 刑事関係

1 送達・通知に関するもの

(1) 被告人に対して弁護人選任に関する通知及び照会をする場合に、当該事件が任意的弁護事件であるのに、必要的弁護事件用の書面を使用している事例があった。そのほか、「必要的弁護事件・在宅用」を使用すべきところ、「必要的弁護事件・被勾留者用」を使用している事例なども見受けられた。

(留意点)

従前から指摘している事項であるが、その後も同様の事例が散見されることから、改めて注意喚起を行うものである。

公訴提起された被告人に弁護人が選任されていない場合、裁判所は被告人に対して、弁護人選任権及び国選弁護人選任請求権があることを知らせなければならず、さらに、必要的弁護事件(刑訴法289条)においては、弁護人がなければ開廷することができない旨も知らせなければならない(刑訴法272条、刑訴規則177条)。併せて、必要的弁護事件では弁護人を選任するかどうかを、任意的弁護事件では国選弁護人の選任を請求するかどうかを確認しなければならず、さらに、任意的弁護事件で国選弁護人の選任を請求するときは、資力申告書の提出が必要であることなども教示しなければならない(刑訴法272条2項、刑訴規則177条、178条)。

なお、控訴審及び上告審においても、弁護人が選任されていない被告人に対しては、公訴提起があったときと同様の様式によって弁護人選任に関する通知及び照会を行う必要がある(最二小決昭和33年5月9日刑集12巻7号1359頁は、刑訴規則178条が控訴審に準用されるとしている。)。

このように、公訴提起された事件が必要的弁護事件か任意的弁護事件かにより、通知する内容や確認、教示する事項が異なってくるが、特別法犯については、特に行行為と罰則の関係に注意する必要がある(例えば、道路交通法違反被告事件では、同法72条1項後段(報告義務違反)は任意的弁護事件であるが(同法119条1項10号)、同法72条1項前段(救護義務違反)の場合は、運転者が犯したときは必要的弁護事件となり(同法117条1項)、運転者以外の者が犯したときは任意的弁護事件となる(同法117条の5第1号)など)。起訴状記載の罪名と罰条(控訴審では認定された罪名と罰条)について、条文に当たって法定刑を必ず確認した上で、それに対応する適式な用紙を使用する必要があり、その点を日頃から意識しておくことが重要である。

さらに、用紙は在宅用、被勾留者用といった区別もされ、例えは、私選弁護人を選任する場合の申出先が異なるなど、記載内容が異なっているところであり、用紙を取り違えた場合には、被告人に無用な混乱を生じさせるおそれがあることを認識し、間違いない事務処理をする必要がある。

- (2) 起訴状謄本の補充送達において、受領した者が、その氏名からは被告人との関係を推測することが困難であるのに、検察庁や弁護人等に確認した形跡がない事例があった。

(留意点)

送達は書記官の権限で行うが（刑訴法54条、民訴法98条2項）、送達が有効に行われたか否か争われれば裁判事項となることを意識し、送達の有効性に疑義があるときは、問題点及び講ずるべき措置等について裁判体と認識を共有した上で、書記官としては、例えは、補充送達における受領者が同居者といえるか記録上明らかでないときなどは、検察庁、弁護人あるいは被告人本人に照会、確認して記録化しておくのが相当であり、また、必要に応じて再送達を行うなど、送達の効力に疑義が生じないようにする必要がある。

2 勾留・保釈に関するもの

- (1) 保釈中の被告人が実刑判決により収容された際、勾留票の収容年月日及び勾留の満了年月日の記載は、判決の欄に記載すべきであるのに、当該保釈許可の欄に記載している例があった。
- (2) 保釈中の被告人（勾留の残日数1月）が、控訴棄却判決により収容された際、11月12日に収容されたのであるから、満了日は12月11日となるところ、勾留票に12月12日と記載している例があった。
- (3) 保釈許可決定後、複数回の勾留期間更新決定が執行された後、保釈保証金が納付されて釈放された際、勾留票は、最終の勾留期間更

新決定の次欄に、再度、前記保釈許可決定を記載したうえで、釈放日及び勾留の残日数を記載すべきところ、当初の保釈許可決定の欄に釈放日を記載し、勾留の残日数が誤っている事例があった。

(留意点)

勾留票は、被告人の勾留に関する事務を適正に行うことの目的として作成されるものであり、現在における被告人の身柄情報が正確に記載されていなければならない。このことは、これまでにも数次にわたり、この留意事項において伝えていているところである。

また、身柄状況の具体的な変動の日（収容日、釈放日）を基準に勾留の残日数を正確に計算する必要があることから、記載すべき欄が定まっているところ、例えば、上記(3)のように記載すべき欄の誤りが、勾留の残日数の誤りにつながることがある。上記(2), (3)の勾留票の不正確な記載は、不適法な勾留期間更新決定がされる原因ともなり得る。

被告人の身柄について確認する場合には、勾留票の記載だけではなく、事件記録の身柄関係書類を直接確認すべきであることはいうまでもないが、それでもなお、書記官としては、勾留票の不適切な記載に上記のようなリスクがあることを十分に意識した上で、関係通達等に従い、必要事項を漏れなく正確に記載しなければならない。

また、勾留期間の計算に当たっては、システムの計算結果を軽信しないことはもちろんのことであるが、システムを使用するに当たっては、陥りやすい入力ミス等を十分に把握したうえで、使用する必要がある（上記(3)の事例は、KEITASの入力方法を誤ったことにより発生したものと考えられる。）。

なお、勾留票に関する事務の取扱いについては、平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」記第2の6及び平成23年1月13日付け最高裁総三第000004号総務局長通達「刑事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」記第2の3を参照されたい。

3 調書・書類作成に関するもの

(1) 公判調書の作成に当たって、被告人の出頭状況や裁判官の氏名等を誤って記載した事例や、裁判所書記官の押印を欠いている事例があった。

(留意点)

公判調書は、公判期日における訴訟手続が適法に行われたか否かを公証するため作成するものであり、公判調書の必要的記載事項（刑訴規則44条

1項各号)が定められている。公判調書に誤記や記載漏れがあると規則に反するばかりか、公判手続の適法性を公証することができない調書となるため、作成には十分留意し、誤記や見落としが生じないような方策を講じる必要がある。

とりわけ、公判調書の冒頭記載の部分は、裁判体の構成、検察官の官氏名、被告人の出頭、弁護人の出頭等、開廷要件や公判手続の重要な方式に直接的に関わる記載が多いため、ここに誤記があると、実際には適法に公判手続が実施されていても、上訴審で破棄される可能性があることを念頭に置く必要がある。

また、公判調書には、公判廷に列席した裁判所書記官が署名押印しなければならないとされており(同46条1項)(同60条の2第1項により、「署名押印に代えて記名押印することができる」とされている。),裁判所書記官の署名押印を欠く公判調書は無効と解されることに留意すべきである。

上記のような事例が生じないよう、事務処理の在り方を見直していただきたい。例えば、公判調書は上書きして作成するのではなく、用意したテンプレートから作成するといったことが考えられる。また、調書に裁判官の認印を受ける段階で裁判官から記載内容について指摘を受け、調書整理前に、調書の記載内容を修正する場合には、修正する内容にもよるが、再度調書を印刷し直すと書記官印を押印し忘れるリスクが高まることから、手書きで修正し、訂正印を押印するといった工夫も考えられる。

(2) 公判調書を法定の整理期間内に整理できていない事例があった。

(留意点)

公判調書の整理期間は刑訴法48条3項のとおりである(別紙の「刑訴法48条3項による公判調書整理期間参考事例」参照。)。公判調書の整理期間については、一昨年も同様の指摘をしたところであるが、その後も整理期間内に整理できていない事例が散見されることから、再度注意喚起するものである。

公判調書の整理期間は複雑であるので、まず正確に整理期間を把握し、それに基づいてスケジュールを立てるとともに、必要であれば、事件記録の使用について、裁判官にも協力を仰ぐべきである。

特に、裁判員裁判の公判期日調書のように整理期間が短い場合には、期限を意識した段取りを工夫することが求められる。

4 その他

(1) 検察官において、証人の氏名を被告人に知らせてはならない旨の措置(刑訴法299条の4)がとられている事件において

ア 第一審事件記録に同証人の氏名が、多数表れている事例があつ

た。

イ 控訴審判決書に同証人の氏名が複数箇所記載されている事例 があった。

(留意点)

検察官により上記措置がとられている事例において、同証人の氏名が記録上表われることはやむを得ないが、その箇所は必要最小限にすることが望ましい。

秘匿情報管理事務においては、当該秘匿情報が事件記録上できるだけ表れないようにすることが重要であり、上記アの事例においても、事件記録閲覧・謄写の際の記録点検、マスキング等の事務の負担、リスク等を考えれば同様である。

この点、上記のような事例において、審理の早期の段階で当該証人の呼称を定め、同証人の氏名ができるだけ記録上表れないようにしている工夫例がある。

イの事例については、判決書の記載は裁判体の判断事項であるが、判決書については、被告人その他の訴訟関係人による謄本交付請求（刑訴法46条）も考えられることから、できるだけ同証人の氏名が表れないように、判決草稿点検の際等に、意見具申することが考えられる。

なお、上記イのような判決書について、被告人から謄本交付請求があった場合には、裁判体の判断に基づき、同証人の氏名の記載を除いた判決抄本を交付する等の運用も考えられる。

事件記録作成に当たっては、上訴審を含めたその後の審理や事件確定後の閲覧・謄写等も念頭において、適切に秘匿情報を管理できるように意識する必要がある。

(2) 刑事補償請求事件の抗告審において、検察官及び請求人に対し求 意見をせずに決定した事例があった。

(留意点)

刑事補償の請求に対する補償の決定又は請求を棄却する決定については、即時抗告（高裁が決定した場合には異議申立て）をすることができるが（刑事補償法19条1項）、この場合には「検察官及び請求人の意見を聞き」決定すると定める同法14条が準用されるから（同法19条3項）、抗告審（異議審）においても求意見をしなければならない。

特別法で手続が定められている事件の取扱いに当たっては、当該手続法規も十分に確認する必要があるということを意識されたい。

刑訴法48条3項による公判調書整理期間参考事例

公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない(刑訴法48条3項本文)が、ただし、

- ① 判決を宣告する公判期日の調書は、当該公判期日後7日以内に、
 - ② 公判期日から判決を宣告する日までの期間が10日に満たない場合における当該公判期日の調書は、当該公判期日後10日以内に、
 - ③ 公判期日から判決を宣告する日までの期間が3日に満たない場合における当該公判期日の調書は、判決を宣告する公判期日後7日以内に、
- それぞれ、整理すれば足りると規定されている(同項ただし書)。

期日・判決宣告までの期間	調書の作成日付	適否	刑訴法48条3項による整理期間	
11日間 10日間 4日間 3日間 2日間	第1回 (6月5日)	6月14日	○	6月16日
	第2回 (6月6日)	6月23日	×	6月16日
	第3回 (6月12日)	6月23日	×	6月22日
	第4回 (6月13日)	6月23日	○	6月23日
	第5回 (6月14日)	6月26日	×	6月23日
	第6回 (6月16日) (判決宣告)	6月23日	○	6月23日

日	月	火	水	木	金	土
6/4	5 第1回	6 第2回	7	8	9	10
11	12 第3回	13 第4回	14 第5回	15	16 第6回(判決)	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	7/1